

本部くらしの委員会 主催

くらしのスキルアップセミナー一便り

2011年度 第7回くらしのスキルアップセミナー

《 消費者被害を学ぶ 》

～あぶない、あやしいと気付く

アンテナが身に付くセミナーです～

講師 和田 慈 氏

(金融広報アドバイザー、多重債務相談員)

◇日時 2011年12月 1日(木)
10:00～12:00

◇会場 みやき町
勤労青少年ホーム

◇参加者 18名

○共催 神崎エリア委員会
佐賀県金融広報委員会

消費者被害の現状や対策についてわかりやすくお話しいただきました。講師ご自身やご家族の実例を挙げてのお話で、参加者にも好評でした。



【講演要旨】

■消費生活相談の現状(平成22年度 佐賀県)

- 1位 多重債務(借金)
- 2位 不当・架空請求(アダルトサイト・出会い系サイト)
- 3位 賃貸アパート、借家(敷金)
- 4位 新聞
- 5位 健康食品



多重債務は、最大の消費者被害で、生活費の借金が増えてきています。自己破産の原因の1割は、保証人です。ローンやキャッシングもきっかけになります。

リボルビング払いには、ウィズイン方式(定額払いの中に利息)とウィズアウト方式(定額払いの外に利息)があり、ウィズイン方式の場合、利用額が増えると元金がなかなか減らないので、注意が必要です。

住居を借りる際は、借りる前に大家さんと一緒に入居前の写真(特に傷んでいるところ)を撮り、退出時のチェックリストを参考にしながら、確認してやり取りを記録しておく、退出時のトラブルを防ぐ事が出来ます。

健康食品は、アレルギーを発症して身体被害に結びつく場合もあります。飲用する前に、治療中や服薬中であれば、医師へ確認するようにしましょう。

■最新消費者トラブル（国民生活センター・各地の消費生活センターHP注意情報より）



- ・安愚楽牧場『被害を取り戻す』という、二次被害のトラブルに気をつけて
- ・利殖商法の二次被害に気をつけて
- ・市役所職員を語る還付金等詐欺が再び増加
- ・医療費還付の不審電話にご注意！
- ・未公開株の勧誘方法が悪質巧妙化



- ・強引な排水管清掃工事
- ・20歳代の若年層のトラブル多発！エステサロン
- ・美容歯科治療は慎重に
- ・アフガニスタン（外国通貨）で儲かる？！
- ・インターネット回線の契約は慎重に（無料期間と解約方法に注意）
- ・リフォーム工事は慎重に
- ・物干し竿の移動販売にご注意（廃品の処分費用のトラブルあり）



◇被害防止

消費者トラブルのキーワードは、【儲・美・頭・信・健（ちょ・びっ・と・しん・けん）】です。儲けたい、きれいになりたい、資格が欲しい、何かに頼りたい、健康でいたい等の誰もが持っている心の欲求をねらってくるので、誰もが被害に遭う可能性があります。自分が何に弱いのか、自分を知っておくことも大切です。相手の手口などの情報（知識）を持つことも大切です。契約前や支払う前に、「本当に必要なものか」「絶対欲しいものか」検討し、「時間をおく」「相見積もりを取る」「調べる（総支払額・品質など）」「相談する」等を行いましょう。

「しまった!!」ときは、「クーリングオフ（無条件解約）」や「消費者関連法」で解決へ。金融機関に振り込んだ時は、「振り込め詐欺救済法」で解決する方法もあります。困った時は恥ずかしがらずに、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。警察相談室（#9110）は、24時間つながります（夜間・休日は、当直に接続等で対応）。

◎適格消費者団体

消費者被害を未然に、防止・拡大を防止するために、「消費者団体訴訟制度」が施行されました。消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣認定の適格消費者団体が、「事業者の不当な行為に対する差し止め請求ができる」という制度です。現在9団体が認定を受けており、日本生活協同組合連合会がその多くに関わっています。

佐賀県でも、県の消費者行政への提言を行っている団体「佐賀消費者フォーラム」が、適格消費者団体の認定を受ける準備をしており、コープさが生協も消費生活の専門家として参加しています。消費者は、適格消費者団体へ、消費者被害の情報提供をしたり、会員として参画したり寄付を行うなどで、この制度に関われ、支えていくことが出来ます。